

3 処理(収集運搬・中間処理)費用関係

3.1 (1)ごみ処理費用有料化の実施について
(2)ごみ処理有料化の方法について
3.2 生活系粗大ごみの処理手数料
3.3 し尿処理手数料
3.4 事業系一般廃棄物の処理手数料
3.5 一般廃棄物会計基準の導入状況

3.1 (1)ごみ処理費用有料化の実施について

市町村 事務組合	有料化の実施	指定袋制 度	対象ごみ	レジ袋 の利 用	備考
さいたま市	×	×	可燃ごみ	可	透明または半透明なら可
	×	×	不燃ごみ	可	透明なら可
	×	×	その他1	可	有害危険ごみ・透明なら可(種類ごとに)
	×	×	その他2	可	資源物1類・透明または半透明なら可(種類ごとに)
川越市	×	×	可燃ごみ	可	無色透明又は白色半透明
	×	×	不燃ごみ	可	無色透明又は白色半透明
	×	×	ビン	可	無色透明又は白色半透明
	×	×	カン	可	無色透明又は白色半透明
	×	×	ペットボトル	可	無色透明又は白色半透明
	×	×	その他プラ	可	無色透明又は白色半透明
	×	×	布類	可	無色透明又は白色半透明
	×	×	有害ごみ	可	無色透明又は白色半透明
熊谷市	×	×	可燃ごみ	可	透明、半透明袋(レジ袋)
	×	×	不燃ごみ	不可	透明袋
	×	×	ビン	不可	透明袋
	×	×	カン	不可	透明袋
	×	×	ペットボトル	不可	透明袋

市町村 事務組合	有料化の実施	指定袋制 度	対象ごみ	レジ袋 の利 用	備考
川口市	×	×	可燃ごみ	可	透明又は半透明袋
	×	×	びん	可	透明袋
	×	×	カン	可	透明袋
	×	×	ペットボトル	可	透明袋
	×	×	その他1	可	プラスチック製容器包 装
	×	×	その他2	可	(紙類) 透明袋
	×	×	その他3	可	(金属類) 透明袋
	×	×	その他4	可	(繊維類) 透明袋
	○	×	その他5	可	(有害ごみ) 透明袋
行田市	×	×	可燃ごみ	不可	
	×	×	不燃ごみ	可	
	×	×	ビン	可	
	×	×	カン	可	
	×	×	有害ごみ	可	
	×	×	紙・布類	可	
秩父市	○	○	可燃ごみ	不可	
	○	○	不燃ごみ	不可	
	○	○	可燃ごみ	不可	事業系
	○	○	不燃ごみ	不可	事業系

市町村 事務組合	有料化の実施	指定袋制 度	対象ごみ	レジ袋 の利 用	備考
所沢市	×	×	燃やせるごみ	可	
	×	×	破碎ごみ類	可	
	×	×	容器包装プラスチック	可	
	×	×	ペットボトル	可	
	×	×	びん・かん・スプレー缶	可	
	×	×	新聞・雑誌・雑がみ・段ボール	不可	
	×	×	小型家電製品	可	
	×	×	古着・古布	可	
	×	×	有害ごみ	可	
飯能市	×	×	可燃ごみ	可	透明袋(中身が確認 できる袋)
	×	×	不燃ごみ	可	透明袋
	×	×	有害ごみ(乾電池等)	可	透明袋
	×	×	資源物	可	透明袋
加須市	○	○	可燃ごみ	不可	燃やすごみ
	○	○	不燃ごみ	不可	燃やさないごみ
	○	×	ビン	不可	回収日に展開してあ るコンテナに排出
	○	×	カン	不可	回収日に展開してあ るコンテナに排出
	○	×	ペットボトル	不可	回収日に展開してあ る網袋に排出
	○	×	その他1	可	プラスチック類。45ℓ以 下の透明・半透明の 袋に入れる
	○	×	その他2	可	危険ごみ 回収日に展開してあ るコンテナに排出。 (地域によっては45ℓ 以下の透明・半透明 の袋に入れて排出)
	○	×	その他3	可	新聞・雑誌・段ボー ル・飲料用紙パック ひもで十字に縛って排 出 その他の紙・布類 45ℓ以下の透明・半透 明の袋に入れて排出

市町村 事務組合	有料化の実施	指定袋制 度	対象ごみ	レジ袋 の利 用	備考
本庄市	×	○	可燃ごみ	不可	
	×	○	不燃ごみ	不可	
	×	○	可燃ごみ	不可	事業用
	×	○	不燃ごみ	不可	事業用
東松山市	×	×	可燃ごみ	可	
	×	×	不燃ごみ	可	
	×	×	ビン	可	
	×	×	カン	可	
	×	×	ペットボトル	可	
	×	×	その他1	可	プラスチック
春日部市	×	×	可燃ごみ	不可	透明又は白色半透明
	×	×	不燃ごみ	不可	透明又は白色半透明
	×	×	ビン	不可	専用コンテナで回収
	×	×	カン	不可	専用コンテナで回収
	×	×	ペットボトル	不可	専用コンテナで回収
	×	×	その他1	不可	専用コンテナで回収
	×	×	その他2	不可	透明又は白色半透明
狭山市	×	×	可燃ごみ	不可	白色半透明・無色透明
	×	×	不燃ごみ	不可	無色透明
	×	×	ビン	不可	無色透明
	×	×	カン	不可	無色透明
	×	×	ペットボトル	不可	無色透明
	×	×	その他1	不可	プラスチック 無色透明
	×	×	その他2	不可	古布 無色透明

市町村 事務組合	有料化の実施	指定袋制 度	対象ごみ	レジ袋 の利 用	備考
羽生市	×	×	可燃ごみ	可	
	×	×	不燃ごみ	可	
	×	×	ビン	不可	
	×	×	カン	不可	
	×	×	ペットボトル	不可	
鴻巣市	×	○	燃やせるごみ	不可	
	×	○	燃やせないごみ	不可	
	×	○	プラスチック製容器包装類	不可	
	×	○	燃やせるごみ(事業系)	不可	
	×	×	燃やせるごみ(吹上地域は紙袋を使用)	不可	
	×	×	ビン	不可	
	×	×	カン	不可	
	×	×	ペットボトル	不可	
深谷市	×	×	可燃ごみ	可	透明または半透明
	×	×	不燃ごみ	不可	透明
	×	×	ビン	不可	透明
	×	×	カン	不可	透明
	×	×	ペットボトル	不可	透明
上尾市	×	×	可燃ごみ	可	
	×	×	不燃ごみ	可	金属・陶器
	×	×	ビン	可	ビン・ガラス
	×	×	カン	可	
	×	×	ペットボトル	可	

市町村 事務組合	有料化の実施	指定袋制 度	対象ごみ	レジ袋 の利 用	備考
草加市	×	×	可燃ごみ	可	
	×	×	不燃ごみ	可	
	×	×	ビン	不可	専用のかご
	×	×	カン	不可	専用のかご
	×	×	ペットボトル	不可	専用の袋(ネット)
	×	×	その他1	可	有害ごみ
越谷市	×	×	可燃ごみ	可	透明又は半透明の袋
	×	×	不燃ごみ	不可	
	×	×	ビン	不可	
	×	×	カン	不可	
	×	×	ペットボトル	不可	
	×	×	その他1	不可	古紙類
	×	×	その他2	可	古着類、透明又は半透明の袋
	×	×	その他2	不可	白色トレイ
	×	×	その他2	不可	危険ごみ
蕨市	×	×	可燃ごみ	可	
	○	○	可燃ごみ	不可	事業系ごみ
	×	×	不燃ごみ	不可	専用回収カゴ
	×	×	ビン	不可	専用回収カゴ
	×	×	カン	不可	専用回収カゴ
	×	×	ペットボトル	不可	専用回収カゴ

市町村 事務組合	有料化の実施	指定袋制 度	対象ごみ	レジ袋 の利 用	備考
戸田市	×	×	可燃ごみ	可	白色半透明または透 明袋
	×	×	不燃ごみ	可	プラスチック製容器包 装、雑紙、体温計・血 圧計・蛍光管及び乾 電池・ライターは白色 半透明または透明袋 で排出する。そのほか の不燃ごみはかごは コンテナ排出
	×	×	ペットボトル	不可	専用コンテナ排出
	×	×	ビン	不可	専用コンテナ排出
	×	×	カン	不可	専用コンテナ排出
	○	○	その他1	不可	事業系ごみ
入間市	×	×	可燃ごみ	可	無色透明又は白色半 透明
	×	×	不燃ごみ	可	無色透明
	×	×	プラスチック・ビニール類	可	無色透明
	×	×	古布・紙類	可	古布は無色透明 紙類は種類ごとにひ も十文字にしぼる
	×	×	ビン	可	無色透明
	×	×	缶	可	無色透明
	×	×	ペットボトル	可	無色透明
	×	×	有害ごみ	可	無色透明
朝霞市	○	×	燃やすごみ	可	
	○	×	プラスチック資源ごみ	可	
	○	×	有害ごみ、布類	不可	透明袋のみ
	○	×	雑がみ	不可	透明袋のみ
	○	×	ビデオテープ類	不可	透明袋のみ
志木市	×	×			

市町村 事務組合	有料化の実施	指定袋制 度	対象ごみ	レジ袋 の利 用	備考
和光市	○	×	燃やすごみ	可	透明、半透明
	○	×	プラスチック	可	透明、半透明
	○	×	その他ごみ(不燃)	可	透明、半透明
	○	×	その他ごみ(有害)	不可	透明
新座市	×	×	可燃ごみ	可	
	×	×	不燃ごみ	不可	有害ごみも同様
	×	×	ビン	不可	
	×	×	カン	不可	
	×	×	ペットボトル	不可	
	×	×	その他1	不可	資源プラスチック
	×	×	その他2	不可	新聞、雑誌・雑がみ、 段ボール、紙パック、 布類
桶川市	×	○	可燃ごみ	不可	
	×	×	プラスチック	不可	
	×	×	金属・ガラス・乾電池	不可	
	×	×	紙製容器包装	不可	
	×	×	その他	不可	
	×	×	衣類	不可	
久喜市	×	○	可燃ごみ	不可	紙おむつ、尿とりパッドは透明又は無色半透明袋の使用可
	×	○	不燃ごみ	不可	
北本市	○	○	可燃ごみ	不可	
	○	○	不燃ごみ	不可	
	○	○	その他1	不可	容器包装(資源)類
	○	○	その他2	不可	事業系ごみ(可燃ごみ)

市町村 事務組合	有料化の実施	指定袋制 度	対象ごみ	レジ袋 の利 用	備考
八潮市	×	×	可燃ごみ	可	
	×	×	不燃ごみ	可	
	×	×	ビン	可	
	×	×	カン	可	
	×	×	ペットボトル	可	
富士見市	×	×	可燃ごみ	可	
三郷市	×	×	可燃ごみ	可	透明または半透明の袋
	×	×	ビン	可	透明または半透明の袋
	×	×	カン	可	透明または半透明の袋
	×	×	不燃ごみ	可	透明または半透明の袋
	×	×	ペットボトル	不可	専用袋へ排出
	×	×	有害ごみ	可	透明または半透明の袋
	×	×	資源古紙	不可	ひもで十字に縛って排出(ざつがみは紙袋に入れてからひもで十字に縛って排出)
蓮田市	○	○	可燃ごみ	不可	
	○	○	不燃ごみ	不可	
	×	×	ビン	可	
	×	×	カン	可	
	×	×	ペットボトル	不可	
	×	×	その他1	可	有害・危険ごみ
	○	○	その他2	不可	産業廃棄物(廃プラスチック類)

市町村 事務組合	有料化の実施	指定袋制 度	対象ごみ	レジ袋 の利 用	備考
坂戸市	×	○	可燃ごみ	不可	
	×	○	不燃ごみ	不可	
	×	○	ビン	不可	
	×	○	カン	不可	
	×	○	ペットボトル	不可	
	×	○	その他1	不可	廃乾電池・ライター
	×	○	その他2	不可	(事業系)燃やせるごみ・資源物
幸手市	○	○	可燃ごみ	不可	家庭系
	○	○	可燃ごみ	不可	事業系
	×	×	不燃ごみ	可	有害ごみ・危険ごみも同様
	×	×	ビン	不可	専用のかご
	×	×	カン	不可	専用のかご
	×	×	ペットボトル	不可	専用のネット袋
	×	×	その他1	可	布
鶴ヶ島市	×	×			
日高市	×	×	可燃ごみ	可	半透明以上の袋
	×	×	ペットボトル	可	半透明以上の袋
	×	×	有害ごみ	可	半透明以上の袋
	×	×	古布	可	半透明以上の袋
	×	×	金属ごみ	可	半透明以上の袋
吉川市	×	×	可燃ごみ	可	透明か半透明
	×	×	不燃ごみ	可	透明か半透明
	×	×	ビン	可	透明か半透明
	×	×	カン	可	透明か半透明
	×	×	ペットボトル	可	透明か半透明
	×	×	その他1	可	有害ごみ・透明か半透明

市町村 事務組合	有料化の実施	指定袋制 度	対象ごみ	レジ袋 の利 用	備考
ふじみ野市	×	×	可燃ごみ	可	
	×	×	不燃ごみ	可	
	×	×	有害ごみ(乾電池)	不可	
	×	×	資源物1	不可	
	×	×	資源物2	不可	
	×	×	容器包装プラスチック類	不可	
	×	×	容器包装以外のプラスチック類	不可	
	×	×	ビン	可	
	×	×	カン	不可	専用ネットへ直接排 出
	×	×	ペットボトル	不可	専用ネットへ直接排 出
白岡市	○	○	可燃ごみ	不可	
	○	○	不燃ごみ	不可	
	×	×	ビン	可	
	×	×	カン	可	
	×	×	ペットボトル	不可	
	×	×	その他1	可	有害・危険ごみ
	○	○	その他2	不可	産業廃棄物(廃プラス チック類)
伊奈町	×	×	可燃ごみ	可	透明または半透明
	×	×	不燃ごみ	可	〃
	×	×	ビン	可	〃
	×	×	カン	可	〃
	×	×	ペットボトル	可	〃
	×	×	その他1	可	プラスチック製容器包 装、古着、蛍光管・水 銀計・電球、廃乾電 池、ライター(全て透 明または半透明可)
	×	×	その他2	不可	古紙

市町村 事務組合	有料化の実施	指定袋制 度	対象ごみ	レジ袋 の利 用	備考
三芳町	×	×	可燃ごみ	可	
	×	×	不燃ごみ	可	
	×	×	ビン	可	
	×	×	カン	不可	
	×	×	ペットボトル	不可	
毛呂山町	×	×			
越生町	×	×			
滑川町	×	○	可燃ごみ	不可	
	×	×	その他1	不可	資源ごみ(プラスチック)
嵐山町	×	○	可燃ごみ	不可	
	×	×	ビン	不可	
	×	×	不燃ごみ	不可	
	×	×	カン	不可	
	×	×	ペットボトル	不可	
	×	×	その他1	不可	資源プラ
	×	×	その他2	不可	廃棄プラ
小川町	×	○	可燃ごみ	不可	
川島町	×	×	可燃ごみ	不可	
	×	×	不燃ごみ	不可	
	×	×	ビン	不可	
	×	×	カン	不可	
	×	×	ペットボトル	不可	
	×	×	その他1	可	プラ製容器包装
	×	×	その他2	不可	紙製容器包装

市町村 事務組合	有料化の実施	指定袋制 度	対象ごみ	レジ袋 の利 用	備考
吉見町	×	○	可燃ごみ	不可	
	×	○	容器包装類	不可	
	×	×	不燃ごみ	可	
鳩山町	×	×			
ときがわ町	×	○	可燃ごみ	不可	
横瀬町	○	○	可燃ごみ	不可	
	○	○	不燃ごみ	不可	
	○	○	可燃ごみ	不可	事業系
	○	○	不燃ごみ	不可	事業系
皆野町	○	○	可燃ごみ	不可	
	○	○	不燃ごみ	不可	
	○	○	可燃ごみ	不可	事業系
	○	○	不燃ごみ	不可	事業系
長瀬町	○	○	可燃ごみ	不可	
	○	○	不燃ごみ	不可	
	○	○	可燃ごみ	不可	事業系
	○	○	不燃ごみ	不可	事業系
小鹿野町	○	○	可燃ごみ	不可	
	○	○	不燃ごみ	不可	
	○	○	可燃ごみ	不可	事業系
	○	○	不燃ごみ	不可	事業系
東秩父村	×	○	可燃ごみ	不可	
	×	×	その他1	可	資源ごみ(プラスチック)
美里町	×	○	可燃ごみ	不可	
	×	○	不燃ごみ	不可	

市町村 事務組合	有料化の実施	指定袋制 度	対象ごみ	レジ袋 の利 用	備考
神川町	×	○	可燃ごみ	不可	
	×	○	不燃ごみ	不可	
	×	×	ビン	不可	
	×	×	カン	不可	
	×	×	ペットボトル	不可	
上里町	×	○	可燃ごみ	不可	
	×	○	不燃ごみ	不可	
	×	○	可燃ごみ	不可	事業用
	×	○	不燃ごみ	不可	事業用
寄居町	×	×	可燃ごみ	可	
	×	×	不燃ごみ	不可	透明袋
	×	×	その他1	不可	有害ごみ 透明袋
	×	×	可燃ごみ	可	
	×	×	不燃ごみ	不可	透明袋
	×	×	その他1	不可	有害ごみ 透明袋
宮代町	×	○	可燃ごみ	不可	紙おむつ、尿とりパッドは透明又は無色半透明袋の使用可
	×	○	不燃ごみ	不可	
杉戸町	○	○	可燃ごみ	不可	
	×	×	不燃ごみ	不可	
	×	×	ビン	不可	
	×	×	カン	不可	
	×	×	ペットボトル	不可	

市町村 事務組合	有料化の実施	指定袋制 度	対象ごみ	レジ袋 の利 用	備考
松伏町	×	×	可燃ごみ	可	
	×	×	その他1	可	古紙・衣類
	×	○	ビン	不可	
	×	○	カン	不可	
	×	×	ペットボトル	可	
	×	○	不燃ごみ	不可	雑芥
	×	×	その他2	可	有害・危険
蓮田白岡衛生組 合	○	○	可燃ごみ	不可	
	○	○	不燃ごみ	不可	
	×	×	ビン	可	
	×	×	カン	可	
	×	×	ペットボトル	不可	
	×	×	その他1	可	有害・危険ごみ
	○	○	その他2	不可	産業廃棄物(廃プラス チック類)
久喜宮代衛生組 合	×	○	可燃ごみ	不可	紙おむつ、尿とりパッ ドは透明又は無色半 透明袋の使用可
	×	○	不燃ごみ	不可	
志木地区衛生組 合	×	×			
小川地区衛生組 合	×	○	可燃ごみ	不可	
	×	×	その他1	不可	資源ごみ(プラスチッ ク)
東埼玉資源環境 組合	×	—			組合構成市町で回答
蕨戸田衛生セン ター組合	○	○	可燃ごみ	不可	事業系ごみ 家庭系ごみについて は構成市で回答
彩北広域清掃組 合	×	×	可燃ごみ	不可	構成市回答

市町村 事務組合	有料化の実施	指定袋制 度	対象ごみ	レジ袋 の利 用	備考
秩父広域 市町村圏組合	○	○	可燃ごみ	不可	
	○	○	不燃ごみ	不可	
	○	○	可燃ごみ	不可	事業系
	○	○	不燃ごみ	不可	事業系
児玉郡市広域 市町村圏組合	×	×			
埼玉西部 環境保全組合	×	×			
大里広域 市町村圏組合	○	×	可燃ゴミ	可	
埼玉中部 環境保全組合	○	○	可燃ごみ	不可	

3.1 (2) ごみ処理有料化の方法について

市町村 事務組合	袋・重量	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
川口市	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考
		事業系ごみ	10	220	
加須市	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		可燃ごみ	45	250円/10枚	
		可燃ごみ	30	170円/10枚	
		可燃ごみ	20	110円/10枚	
		可燃ごみ	15	70円/10枚	
		不燃ごみ	45	250円/10枚	
		不燃ごみ	30	170円/10枚	
		不燃ごみ	20	110円/10枚	
		不燃ごみ	10	50円/10枚	
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考
		家電4品目及び処理困難物以外	10	130	
蕨市	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		可燃ごみ	45	3,654	1箱、300枚
			70	3,102	1箱、200枚
			90	4,251	1箱、200枚
戸田市	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		事業系ごみ	45	3384円(税込、300枚)	
		事業系ごみ	70	2873円(税込、200枚)	
		事業系ごみ	90	3937円(税込、200枚)	
朝霞市	その他	ごみ集積所からの収集は無料 家庭ごみの一時多量ごみをクリーンセンターへ直接搬入した場合は60円/10kg (20kgまでは無料) 事業ごみは、クリーンセンターへ直接搬入した場合は、220円/10kg			
和光市	その他	ごみ集積所からの収集は無料 家庭ごみの一時多量ごみを清掃センターへ直接搬入した場合は 60円/10kg			

市町村 事務組合	袋・重量	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
北本市	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		可燃ごみ	20/30/45	自由設定	
		不燃ごみ	30/45	自由設定	
		容器包装(資源)類	30/45	自由設定	
		事業系ごみ(可燃)	70	自由設定	
蓮田市	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		可燃ごみ	45・30・20	48・38・28円/袋(税抜き)	
		不燃ごみ	45・30・20	48・38・28円/袋(税抜き)	
		産業廃棄物(廃プラスチック類)	70	477円/袋(税抜き)	
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考
		可燃ごみ	10kg	143円(税抜き)	
		不燃ごみ			
幸手市	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		可燃ごみ	大45L 中30L 小15L	50円/枚 35円/枚 15円/枚	家庭系
		可燃ごみ	大70L 中45L 小30L	110円/枚 70円/枚 50円/枚	事業系
皆野町	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		可燃ごみ	35・20・15	35・20・15/枚	
		不燃ごみ	35・20・15	35・20・15/枚	
		可燃ごみ	60	110円/枚	事業系
		不燃ごみ	60	110円/枚	事業系
小鹿野町	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		可燃ごみ	35・20・15	35・20・15/枚	
		不燃ごみ	35・20・15	35・20・15/枚	
		可燃ごみ	60	110円/枚	事業系
		不燃ごみ	60	110円/枚	事業系
杉戸町	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		可燃ごみ	20L	20円/枚	
			30L	30円/枚	
		45L	40円/枚		
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考
		可燃ごみ	10	110	

市町村 事務組合	袋・重量	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
松伏町	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		ビン	30	10円/枚	
		カン	30	10円/枚	
		不燃ごみ	30	10円/枚	
蓮田白岡衛 生組合	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		可燃ごみ	45・30・20	48・38・28円/袋(税 抜き)	
		不燃ごみ	45・30・20	48・38・28円/袋(税 抜き)	
		産業廃棄物(廃プラスチック類)	70	477円/袋(税抜き)	
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考
		可燃ごみ	10kg	143円(税抜き)	
		不燃ごみ			
秩父広域市 町村圏組合	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		可燃ごみ	35・20・15	35・20・15/枚	
		不燃ごみ	35・20・15	35・20・15/枚	
		可燃ごみ	60	110円/枚	事業系
		不燃ごみ	60	110円/枚	事業系
大里広域市 町村圏組合	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所からの収集は無料 ・ごみ焼却処理施設へ直接搬入した場合は 家庭系ごみ: 50kgまでは無料 これを超える場合は10kgにつき10円 事業系ごみ: 180円/10kg 			
埼玉中部環 境保全組合	袋	対象ごみ	L(リットル)	円	備考
		可燃ごみ	70	自由設定	事業系
		可燃ごみ	45,30,20	自由設定	家庭系
	従量制	対象ごみ	kg(キログラム)	円	備考
		可燃ごみ	-	自由設定	事業系
		可燃ごみ	-	自由設定	家庭系

3.2 生活系粗大ごみの処理手数料

市町村 事務組合	実施の 有無	粗 大 ご み					料 金	備考
		品目制	従量制	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準		
さいたま市	○	○		○			1品あたり550円～2,200円	戸別収集
		○	○		○	100kg未満 は無料	20円/10kg、特定適正処理困難物(スプリング入りマットレス等)については、550円～1,650円。	直接搬入
川越市	○	○		○			500円から2000円の範囲内で品目別に定めた額	粗大ごみのみ
熊谷市	○		○				収集運搬料金 520円/m ³ 直接搬入時 10円/10kg	最終処分場(市営)不燃物 のみ受入れ
川口市	○	○					310円/1点	収集手数料
		○					620円/1点	スキー板 (2枚までを1個) サーフボード スノーボード ウィンドサーフィン ボード
		○					1,240円/1点	アコーディオン カーテン
		○					1,860円/1点	スプリングマットレス 折りたたみ式ベッド 電動式ベッド
行田市	×							
秩父市	○		○	○			100kgまで400円、100kgを超えたときは10kgごとに40円加算	秩父広域市町村圏組合で 実施
所沢市	○	○	○		○	持込合計重量 50kgまでは 無料	《収集》スプリング入りベットマットレスは2,000円。一辺の長さが90cm以上は1,000円。一辺の長さが50cm以上90cm未満は500円。 《持込》スプリング入りベットマットレスは1,000円。それ以外は持込合計重量が50kgを超えた場合、10kg毎に100円。50kgまでは無料。	
飯能市	○	○		○			戸別収集の場合、1点につき400円、800円、1,200円、1,600円の4段階。直接搬入の場合は、戸別収集料金の半額。	
加須市	○		○	○			10kgあたり130円	直接搬入
				○			500円/1品	戸別収集 1品定額制(上限10品)
本庄市	○		○	○			直接搬入時40円/10kg	
東松山市	○	○	○	○	○	50kg(計量器 表示)未満は 無料	戸別収集の場合、品目ごとに設定(全部徴収)。持込の場合、10kgにつき25円(一部徴収)。	
春日部市	○	○		○				1品500円 直接搬入の場合250円 スプリングマットレス 2000円
狭山市	○		○	○			直接搬入: 90円/10kg (50kg未満は無料) 戸別収集: 5kg未満:200円 5kg以上10kg未満:300円 10kg以上30kg未満:600円 30kg以上50kg未満:900円 50kg以上80kg未満:1,300円 80kg以上:1,800円 ※スプリングマットレスは1,000円/点を加算	
羽生市	×							
鴻巣市	○	○		○			品目による料金、直接搬入の場合は戸別収集時の40%の料金	

市町村 事務組合	実施の 有無	粗 大 ご み					料 金	備考
		品目制	従量制	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準		
深谷市	○				○	50kgまではす べて無料。 50kgを超える 直接搬入は 10kgにつき10 円		
上尾市	○		○				自己搬入 80円/10kg 戸別収集230円/10kg	
草加市	○	○						
越谷市	○			○			市で運搬する場合、スプリング入りマットレス(1辺 が180cm以上のもの)1個につき2,800円 1辺が120cm以上180cm未満のもの1個につき800 円 1辺が120cm未満のもの1個につき400円 市長が指定する場所へ市民が搬入する場合、ス プリング入りマットレス1,600円	直接搬入の場合、無料有 り。
蕨市	○			○			1点につき550円	
戸田市	○			○			400/個	
入間市	○	○					50, 100, 200, 250, 300,400, 500, 700, 1000, 1500(円)の10段階	
朝霞市	○	○	○		○	直接搬入の場 合は、20kgま では無料	戸別収集の場合は、1点につき1,500円以内 (全部徴収)。直接搬入の場合は、60円/10kg(一 部徴収)	
志木市	○	○	○	○			品目制:310~3,060円 従量制:250円/20kg	回収方法として戸別回収と 自己搬入を実施
和光市	○	○	○	○			戸別収集は品目制、直接搬入は従量制(60円/ 10kg)	
新座市	○	○	○	○			戸別収集は品目制、直接搬入は従量制(250円 /20kg)	
桶川市	○	○	○		○	直接搬入の場 合は、20kgま では無料	個別収集の場合は品目制、持込の場合は従量制 110円/10kg	
久喜市	○	○		○			550円/1点	品目によって点数が異なる 物有
北本市	○	○		○			個別収集1,500円以内自己搬入の場合はその40%	
八潮市	○		○	○			戸別収集 1回あたり収集運搬料600円(消費税 別)+150円/10kg(消費税別) 直接持込 150円/10kg(消費税別)	
富士見市	○	○	○	○			品目制:300~3,000円 従量制:250円/20kg	戸別回収:品目制 直接搬入:従量制
三郷市	○		○	○			自己搬入 200円/10kg、戸別収集 基本手数料 1,000円+500円/点	
蓮田市	○	○	○	○			品目別に1点あたり477円~1,905円に設定、条例 に個別の設定が無い品目は寸法に準じ447円~ 1,905円、直接持込みは143円/10kg、それぞれ消 費税を乗じた額とする。ただし10円未満の端数は 切り捨てるものとする。	蓮田白岡衛生組合で実施
坂戸市	○	○	○	○	○	自己搬入で50 kgを超える場 合	全部徴収:品目ごとに200円~1,500円 一部徴収:50kgを超える場合、10kgごとに100円	
幸手市	○		○		○	直接搬入	50円/10kg	
鶴ヶ島市	○		○	○			持ち込みをする場合は50kgまで200円。以降10k gごとに100円を加算。戸別収集の場合は基本料 金500円に大きさ及び重さにより大中小の3段階 の手数料を加算する。	埼玉西部環境保全組合で 実施

市町村 事務組合	実施の 有無	粗 大 ご み					備 考	
		品目制	従量制	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準		料 金
日高市	×							
吉川市	○	○	○	○			直接搬入：従量制150円/10kg、戸別収集：基本手数料500円+10kgにつき150円を基準とした品目ごとの料金	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例
ふじみ野市	×						該当なし	
白岡市	○	○	○	○			品目別に1点あたり477円～1,905円に設定、条例に個別の設定が無い品目は寸法に準じ447円～1,905円、直接持込みは143円/10kg、それぞれ消費税を乗じた額とする。ただし10円未満の端数は切り捨てるものとする。	蓮田白岡衛生組合で実施
伊奈町	○		○	○			粗大ごみ：500円/m ³ 粗大ごみ運搬料金：1,000円/回	
三芳町	○	○					500円、1,000円、1,500円	
毛呂山町	○		○	○			持ち込みをする場合は50kgまで200円。以降10kgごとに100円を加算。戸別収集の場合は基本料金500円に大きさ及び重さにより大中小の3段階の手数料を加算する。	埼玉西部環境保全組合で実施
越生町	○		○	○			持ち込みをする場合は50kgまで200円。以降10kgごとに100円を加算。戸別収集の場合は基本料金500円に大きさ及び重さにより大中小の3段階の手数料を加算する。	埼玉西部環境保全組合で実施
滑川町	○		○				50kg未満無料。50kg250円、以降10kgごとに50円加算	
嵐山町	○		○			50kg未満は無料	50kg未満無料。50kg250円、以降10kgごとに50円加算	小川地区衛生組合で実施
小川町	○		○				50kg未満は無料 50kgは250円、以降10kgごとに50円加算	
川島町	○	○	○		○	搬入ごみは80kg/日を超えた分につき40円/10kg	粗大ごみ収集は品目制、搬入ごみは重量制	
吉見町	○	○		○			品目別に100円、300円、500円、1,000円	自己搬入については、金額の4割を徴収
鳩山町	○		○	○			持ち込みをする場合は50kgまで200円。以降10kgごとに100円を加算。戸別収集の場合は基本料金500円に大きさ及び重さにより大中小の3段階の手数料を加算する。	埼玉西部環境保全組合で実施
ときがわ町	○		○				50kg未満は無料。 50kgは250円、以降10kgごとに50円加算される。	小川地区衛生組合で実施
横瀬町	○		○	○			100kgまで400円、100kgを超えたときは10kgごとに40円加算	秩父広域市町村圏組合で実施
皆野町	○		○	○			100kgまで400円、100kgを超えたときは10kgごとに40円加算	秩父広域市町村圏組合で実施
長瀬町	○		○	○			100kgまで400円、100kgを超えたときは10kgごとに40円加算	秩父広域市町村圏組合で実施
小鹿野町	○		○	○			100kgまで400円、100kgを超えたときは10kgごとに40円加算	秩父広域市町村圏組合で実施

市町村 事務組合	実施の 有無	粗 大 ご み					備 考	
		品目制	従量制	全部 徴収	一部 徴収	一部徴収 の基準		料 金
東秩父村	○		○				50kg未満は無料 50kgは250円、以降10kgごとに50円加算	
美里町	○		○	○			10kgにつき40円	
神川町	○	○						
上里町	○		○	○			40円/10kg	児玉郡市広域市町村圏組 合で実施
寄居町	○		○	○		自己搬入時50 kgを超えた部 分	10円/kg	大里広域市町村圏組 合で 実施
宮代町	○	○		○			550円/1点	品目によって点数が異 なる物有
杉戸町	×							
松伏町	○	○		○			品目別に500円～3000円	自己搬入については、金 額の5割を徴収
蓮田白岡衛生組 合	○	○	○	○			品目別に1点あたり477円～1,905円に設定、条例 に個別の設定が無い品目は寸法に準じ447円～ 1,905円、直接持込みは143円/10kg、それぞれ消 費税を乗じた額とする。ただし10円未満の端数は 切り捨てるものとする。	
久喜宮代衛生組 合	○	○		○			550円/1点	品目によって点数が異 なる物有
志木地区衛生組 合	○		○	○			直接搬入250円/20kg	
小川地区衛生組 合	○		○				50kg未満は無料。 50kgは250円、以降10kgごとに50円加算される。	
東埼玉資源環境 組合	×							
蕨戸田衛生セン ター組合	○							構成市町で実施
彩北広域清掃組 合	×							
秩父広域 市町村圏組合	○		○	○			100kgまで400円、100kgを超えたときは10kgごと に40円加算	
児玉郡市広域 市町村圏組合	○		○	○			40円/10kg	
埼玉西部 環境保全組合	○		○	○			持ち込みをする場合は50kgまで200円。以降10k gごとに100円を加算。戸別収集の場合は基本料 金500円に大きさ及び重さにより大中小の3段階 の手数料を加算する。	
大里広域 市町村圏組合	○		○	○			直接搬入時50kgを超える分は、10kgにつき10円	可燃ゴミのみで、不燃ゴミ は構成市町
埼玉中部 環境保全組合	○							構成市町にて徴収

3.3 し尿処理手数料

市町村 事務組合	実 施 の 有 無	従 量 制	回 数 制	定額制		料 金	備 考
				世 帯 制	人 員 制		
さいたま市	○	○		○	○	・定期収集 480円/世帯/月+230円/人/月 ・臨時収集 480円/回+230円/36ℓ	別途消費税相当分を加算 定期収集で改良便所は230円を加算
川越市	○	○		○	○	(普通世帯) ・汲取り便槽 月額180円/1世帯 月額250円/1世帯員 ・改良便槽又は特別の収集によるもの 月額180円/1世帯 従量200円/36ℓ (事業者その他多数の者が利用する施設) 月額680円/1施設 従量260円/36ℓ	
熊谷市	○	○				352円/36L	
川口市	○	○		○	○	480円/月世帯+220円/月人 改良便槽は1槽260円加算	事業所等は従量制で、 270円/36ℓ
行田市	○	○		○	○	523円/月施設+313円/36ℓ 470円/月世帯+313円/月人 (特殊便槽使用世帯261円/月追加)	
秩父市	○	○				18ℓ/151円	
所沢市	○	○		○	○	850円/100リットル、420円/月世帯+262円/月人(特殊 便槽は210円/月世帯、簡易水洗便槽は210円/月人追 加)	
飯能市	○			○	○	350円/月世帯+270円人(1歳未満は無料)	一般家庭
	○	○				36ℓにつき270円	一般家庭で取り扱うことが適当でな いと市長が認めるとき
加須市	×						
本庄市	○	○				1円/36kg	児玉郡市広域市町村圏組合で実施
東松山市	○	○				20Lにつき206円	
春日部市	○			○	○	普通便槽=世帯割280円/世帯+人員割220円/人 無臭便槽=世帯割280円/世帯+人員割260円/人	収集手数料として徴収
狭山市	○	○		○	○	普通世帯:390円/月世帯+290円/月人 普通世帯以外:290円/36ℓ(消費税込)	
羽生市	×						

市町村 事務組合	実施の有無	従量制	回数制	定額制		料 金	備考
				世帯制	人員制		
鴻巣市	○			○	○	418円/月(施設)+363円/36リットル 418円/月(世帯)+363円/月(人)	
深谷市	○	○				し尿:330円以内/36ℓ(税抜)・浄化槽:許可業者の価格設定による	
上尾市	○	○	○	○	○	世帯割450円 人員割270円 改良便槽330円 加算従量制36ℓにつき270円	
草加市	○	○		○	○	・定額制(普通)月額1世帯につき370円、月額1人につき320円(満1歳未満の者を除く。) ・定額制(改良式)月額1世帯につき560円、月額1人につき320円(満1歳未満の者を除く。) ・従量制36ℓにつき330円(不特定多数の者が利用する便槽のもの)	
越谷市	○	○		○	○	・従量制 170円/18リットル ・定額制 普通便槽:単身世帯520円、普通世帯450円+1人につき300円 改良便槽:単身世帯650円、普通世帯700円+1人につき300円	いずれも月額
蕨市	○	○			○	普通世帯319円/月人 通勤者161円/月人 多数出入りする場所350円/36ℓ	普通世帯は2歳未満を除く
戸田市	○		○		○	普通世帯 1人につき 月額320円(消費税込) 事業所、寮等その他の施設 1人につき 月額350円(消費税込)	原則月2回の汲み取り
入間市	○	○		○	○	・(月1回)世帯割610円+人員割(1人につき)210円 ・36ℓにつき270円(従量制)	
朝霞市	○	○		○	○	【普通手数料】1世帯基本料金 月額838円、人員割(1人につき)月額314円、1歳未満は除く【特別手数料】基本料金(1事業所につき)月額838円、従量(36リットル当たり)314円	朝霞地区一部事務組合で実施
志木市	×						
和光市	○	○		○	○	【普通手数料】1世帯基本料金 月額838円、人員割(1人につき)月額314円、1歳未満は除く【特別手数料】基本料金(1事業所につき)月額838円、従量(36リットル当たり)314円	朝霞地区一部事務組合で実施
新座市	×						
桶川市	○	○		○	○	一般家庭:月額1世帯につき普通便槽450円(改良便槽780円)+月額1人につき270円 事業所:36リットルにつき270円	
久喜市	○				○	重量制:77円/10リットル人数制:550円/月人(4人まで徴収)浄化槽汚泥:220円/1kℓ	久喜宮代清掃センター管内
	○	○				220円/1kℓ	八甫清掃センター管内

市町村 事務組合	実 施 の 有 無	従 量 制	回 数 制	定額制		料 金	備 考
				世 帯 制	人 員 制		
北本市	○	○		○	○	一世帯 世帯割月額418円、1人月額363円 事務所、 事業所その他の施設 施設割月額418円、362363円	
八潮市	○	○		○	○	従量制 36ℓにつき330円 定額制 普通便槽 世帯割(360円)人数割(310円) 無臭便槽 世帯割(510円)人数割(310円)	
富士見市	○			○	○	【定額制】普通世帯のみ ・1世帯につき月額900円 ・世帯員1人につき月額300円	平成28年4月1日から公費負担を廃止し、手数料改定を行った。 事業所及び仮設トイレの汲取りについては、手数料の徴収なし。
三郷市	○	○	○	○	○	定額制(月2回) 普通便槽 世帯料金420円(一律)人数280円/人 無臭便槽 世帯料金520円(一律)人数280円/人 従量制320円/36ℓ	
蓮田市	○	○		○		①一般家庭(382円/月世帯)、334円(人) ②多人数の出入りする場所 86円/10ℓ ③簡易水洗便所等 86円/10ℓ	(1) 便槽1ヶ月1回を基準とする。ただし、便槽2ヶ所以上汲取の場合は、1ヶ所増す毎に割り増し料として、基準料金の1/2を加えた額とする。 (2) 改良便所を使用する世帯については、便槽1槽につき月額360円(1人1ヶ月分)を加算する。 (3) 簡易水洗便所等水を使用する汲取便所は汲取量に10ℓにつき92円を乗じた額とする。 ※蓮田白岡衛生組合で実施
坂戸市	×						
幸手市	○	○				7円21銭/リットル	
鶴ヶ島市	×						該当なし
日高市	○	○		○	○	260円/月(世帯)+260円/月(人)及び250円/36ℓ	
吉川市	○			○	○	世帯制:400円/月(簡易水洗便槽は600円/月)・人員制:1人300円/月)	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例
ふじみ野市	○			○	○	1回900円+世帯員1人につき300円	
白岡市	○	○		○		①一般家庭(382円/月世帯)、334円(人) ②多人数の出入りする場所86円/10ℓ ③簡易水洗便所等 86円/10ℓ	(1) 便槽1ヶ月1回を基準とする。ただし、便槽2ヶ所以上汲取の場合は、1ヶ所増す毎に割り増し料として、基準料金の1/2を加えた額とする。 (2) 改良便所を使用する世帯については、便槽1槽につき月額360円(1人1ヶ月分)を加算する。 (3) 簡易水洗便所等水を使用する汲取便所は汲取量に10ℓにつき92円を乗じた額とする。 ※蓮田白岡衛生組合で実施
伊奈町	○	○		○	○	従量制:270円/36ℓ 定額制:世帯料金450円/月(改良便槽は+330円) 人員料金一人当たり270円/月	

市町村 事務組合	実施の有無	従量制	回数制	定額制		料金	備考
				世帯制	人員制		
三芳町	○			○	○	世帯月額900円 世帯員一人につき300円	
毛呂山町	○					許可業者の価格設定による	
越生町	○					許可業者の価格設定による	
滑川町	○	○				収集:330円/36ℓ 処理:10円/36ℓ 浄化槽汚泥:30円/36ℓ	
嵐山町	○	○				収集:330円/36ℓ 処理:10円/36ℓ 浄化槽汚泥:30円/36ℓ	小川地区衛生組合で実施
小川町	○	○				収集:330円/36ℓ 処理:710円/36ℓ 浄化槽汚泥:30円/36ℓ	
川島町	○			○	○	(世帯制)300円・ (人員制)320円	
吉見町	×						
鳩山町	○	○	○	○	○	許可業者の価格設定による	
ときがわ町	○	○				収集:330円/36ℓ 処理:10円/36ℓ 浄化槽汚泥:30円/36ℓ	小川地区衛生組合で実施
横瀬町	○	○				18ℓあたり149円	
皆野町	○	○				36ℓ当 338円8% 36ℓ当 344円10%	皆野・長瀬下水道組合で実施
長瀬町	○	○				36ℓ当 338円8% 36ℓ当 344円10%	皆野・長瀬下水道組合で実施
小鹿野町	○	○				103円/10リットル※100リットル未満であっても1,030円/回	
東秩父村	○	○				収集:330円/36ℓ 処理:10円/36ℓ 浄化槽汚泥:30円/36ℓ	
美里町	×						
神川町	○	○				1円/36kg	児玉郡市広域市町村圏組合で実施

市町村 事務組合	実 施 の 有 無	従 量 制	回 数 制	定額制		料 金	備 考
				世 帯 制	人 員 制		
上里町	○	○				1円/36kg	児玉郡市広域市町村圏組合で実施
寄居町	○	○				165円/18ℓ	
宮代町	○				○	重量制:77円/10リットル人数制:550円/月人(4人まで 徴収)浄化槽汚泥:220円/1kℓ	久喜宮代清掃センター管内
	○	○				220円/1kℓ	八甫清掃センター管内
杉戸町	○	○		○	○	定額制 普通(230円×人数)+310円 無臭(290円×人数)+390円 従量制250円/36L	
松伏町	○	○				300円/36L	
蓮田白岡衛生組 合	○	○		○		①一般家庭(382円/月世帯)、334円(人) ②多人数の出入りする場所86円/10ℓ ③簡易水洗便所等 86円/10ℓ	(1) 便槽1ヶ月1回を基準とする。た だし、便槽2ヶ所以上汲取の場合 は、1ヶ所増す毎に割り増し料と して、基準料金の1/2を加えた額と する。 (2) 改良便所を使用する世帯につ いては、便槽1槽につき月額360円(1 人1ヶ月分)を加算する。 (3) 簡易水洗便所等水を使用する汲 取便所は汲取量に10ℓにつき92円 を乗じた額とする。
久喜宮代衛生組 合	○				○	重量制:77円/10リットル人数制:550円/月人(4人まで 徴収)浄化槽汚泥:220円/1kℓ	久喜宮代清掃センター管内
	○	○				220円/1kℓ	八甫清掃センター管内
朝霞地区 一部事務組合	○	○		○	○	【普通手数料】1世帯基本料金 月額838円、人員割(1 人につき)月額314円、1歳未満は除く【特別手数料】 基本料金(1事業所につき)月額838円、従量(36リッ トル当たり)314円	
皆野・長瀬 上下水道組合	○	○				36ℓ当 338円8% 36ℓ当 344円10%	
上尾、桶川、伊奈 衛生組合	○						上尾市・桶川市・伊奈町 構成市町で実施
北本地区衛生組 合	×						
入間西部衛生組 合	×						
入間東部地区 事務組合	○			○	○	【定額制】普通世帯のみ ・1世帯につき月額900円 ・世帯員1人につき月額300円	平成28年4月より、公費負担を廃止 し、手数料改定を行った。事業所及 び仮設トイレの汲取りについては、手 数料の徴収はなし。

市町村 事務組合	実施の有無	従量制	回数制	定額制		料 金	備考
				世帯制	人員制		
小川地区衛生組合	○	○				収集:330円/36ℓ 処理:10円/36ℓ 浄化槽汚泥:30円/36ℓ	
坂戸地区衛生組合	×						
東埼玉 資源環境組合	×						
蕨戸田衛生センター組合	○						構成市町で実施
児玉郡市広域 市町村圏組合	○	○				1円/36kg	生し尿、浄化槽汚泥同一料金

3.4 事業系一般廃棄物の処理手数料

市町村 事務組合	徴収の有無	徴収区分	全部徴収	一部徴収	一部徴収の基準	料 金	備考
さいたま市	○	処理料金として徴収	○			170円/10kg×1.1	
川越市	○	処理料金として徴収	○			市の処理施設への搬入10kgにつき 220円	
熊谷市	○	処理料金として徴収	○			180円/10kg	大里広域市町村圏 組合で実施
川口市	○	処理料金として徴収	○			220円/10kg	
行田市	○	処理料金として徴収	○			150円/10kg(可燃ごみを除く)	可燃ごみは彩北広域 清掃組合参照
秩父市	○	収集・処理 料金として徴 収	○			収集・処理:定額2,000円×月額(可燃 ごみ・不燃ごみ別)+指定ごみ袋(110円 /枚)※1口15袋まで。直接搬入:100kg まで800円、100kgを超えたときは10kg ごとに80円加算	秩父広域市町村圏 組合で実施
所沢市	○	処理料金として徴収	○			240円/10kg	燃やせるごみのみ受 入
飯能市	○	処理料金として徴収	○			200円/10kg	
加須市	○	処理料金として徴収	○			130円/10kg	
本庄市	○	処理料金として徴収	○			200円/10kg	児玉郡市広域市町 村圏組合で実施
東松山市	○	処理料金として徴収	○			10kgにつき200円	
春日部市	○	処理料金として徴収	○			210円/10kg	
狭山市	○	処理料金として徴収	○			240円/10kg	
羽生市	○	処理料金として徴収	○			120円/10kg	
鴻巣市	○	処理料金として徴収	○			18円/kg(埼玉中部) 15円/kg(彩北)	埼玉中部環境保全 組合で徴収(可燃・粗 大)彩北広域清掃組 合で徴収(可燃のみ)
深谷市	○	処理料金として徴収	○			10kgにつき180円	
上尾市	○	処理料金として徴収	○			230円/10kg	
草加市	×						
越谷市	○	処理料金として徴収	○			100円/10kg(不燃物)	
蕨市	○	処理料金として徴収				220円/10kg	蕨戸田衛生センター 組合で実施
戸田市	○	処理料金として徴収				220円/10kg	蕨戸田衛生センター 組合で実施
入間市	○	処理料金として徴収		○		230円/10kg	
朝霞市	○	処理料金として徴収	○			220円/10kg	
志木市	○	処理料金として徴収	○			可燃ごみ・不燃ごみ・ペットボトルは20 kgあたり460円、ビンは20kgあたり340 円、カンは無料	

市町村 事務組合	徴収の有無	徴収区分	全部徴収	一部徴収	一部徴収の基準	料 金	備考
和光市	○	処理料金として徴収	○			220円/10kg	
新座市	○	処理料金として徴収	○			可燃・不燃・ペットボトルは、460円/20kg。ビンは340円/20kg。	
桶川市	○	処理料金として徴収	○			230円/10kg	
久喜市	○	処理料金として徴収	○			220円/10kg	
北本市	○	処理料金として徴収	○				埼玉中部環境保全組合が徴収
八潮市	○	処理料金として徴収	○			210円/10kg	
富士見市	○	処理料金として徴収	○			可燃ごみ(資源プラスチック含む)、不燃ごみ、ペットボトル20kgにつき460円 ビン20kgにつき340円 カン 無料	
三郷市	○	処理料金として徴収	○			200円/10kg	
蓮田市	○	処理料金として徴収	○			143円/10kg	消費税を乗じた額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てるものとする
坂戸市	○	処理料金として徴収	○			230円/10kg 240円/10kg(10月～)	10kg未満は10kgとみなす
幸手市	○	処理料金として徴収	○			・可燃ごみ 大70ℓ 110円/枚 中45ℓ 70円/枚 小30ℓ 50円/枚 ・可燃ごみ以外 110円/10kg	
鶴ヶ島市	○	処理料金として徴収	○			10kgにつき230円	
日高市	○	処理料金として徴収	○			250円/10kg	
吉川市	○	処理料金として徴収	○			210円/10kg	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条別表1による(東埼玉資源環境組合廃棄物処理手数料条例第3条第2項本文の規定を準用)
ふじみ野市	○	処理料金として徴収	○			100円/10kg	
白岡市	○	処理料金として徴収	○			143円/10kg	蓮田白岡衛生組合で実施
伊奈町	○	処理料金として徴収	○			170円/10kg	
三芳町	○	処理料金として徴収	○			可燃100円/10kg	
毛呂山町	○	処理料金として徴収	○			10kgにつき230円	埼玉西部環境保全組合で実施
越生町	×						
滑川町	○	処理料金として徴収	○			200円/10kg	

市町村 事務組合	徴収の有無	徴収区分	全部徴収	一部徴収	一部徴収の基準	料 金	備考
嵐山町	○	処理料金として徴収	○			200円/10kg	小川地区衛生組合で実施
小川町	○	処理料金として徴収	○			200円/10kg	
川島町	○	処理料金として徴収	○			250円/10kg	
吉見町	○	処理料金として徴収	○			180円/10kg	埼玉中部環境保全組合で実施
鳩山町	○	処理料金として徴収	○			10kgにつき230円	埼玉西部環境保全組合で実施
ときがわ町	○	処理料金として徴収	○			200円/10kg	小川地区衛生組合で実施
横瀬町	○	収集・処理料金として徴収	○			収集・処理: 定額2,000円×月額(可燃ごみ・不燃ごみ別)+指定ごみ袋(110円/枚)※1口15袋まで。直接搬入: 100kgまで800円、100kgを超えたときは10kgごとに80円加算	秩父広域市町村圏組合で実施
皆野町	○	収集・処理料金として徴収	○			収集・処理: 定額2,000円×月額(可燃ごみ・不燃ごみ別)+指定ごみ袋(110円/枚)※1口15袋まで。直接搬入: 100kgまで800円、100kgを超えたときは10kgごとに80円加算	秩父広域市町村圏組合で実施
長瀬町	○	収集・処理料金として徴収	○			収集・処理: 定額2,000円×月額(可燃ごみ・不燃ごみ別)+指定ごみ袋(110円/枚)※1口15袋まで。直接搬入: 100kgまで800円、100kgを超えたときは10kgごとに80円加算	秩父広域市町村圏組合で実施
小鹿野町	○	収集・処理料金として徴収	○			収集・処理: 定額2,000円×月額(可燃ごみ・不燃ごみ別)+指定ごみ袋(110円/枚)※1口15袋まで。直接搬入: 100kgまで800円、100kgを超えたときは10kgごとに80円加算	秩父広域市町村圏組合で実施
東秩父村	○	処理料金として徴収	○			200円/10kg	
美里町	×						
神川町	○	処理料金として徴収	○			10kgにつき200円	
上里町	○	処理料金として徴収	○			200円/10kg	児玉郡市広域市町村圏組合で実施
寄居町	○	処理料金として徴収	○			180円/10kg	大里広域市町村圏組合で実施
宮代町	○	処理料金として徴収	○			220円/10kg	久喜宮代衛生組合で実施
杉戸町	○	処理料金として徴収				小袋(30L) 50円/枚 中袋(45L) 70円/枚 大袋(70L) 110円/枚 持込 110円/10kg	
松伏町	×						
蓮田白岡衛生組合	○	処理料金として徴収	○			143円/10kg	消費税を乗じ得た額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てるものとする。
久喜宮代衛生組合	○	処理料金として徴収	○			220円/10kg	
志木地区衛生組合	○	処理料金として徴収	○			可燃・不燃・ペットボトルは460円/20kg ビンは、340円/20kg	

市町村 事務組合	徴収の有無	徴収区分	全部徴収	一部徴収	一部徴収の基準	料 金	備考
小川地区衛生組合	○	処理料金として徴収	○			200円/10kg	
東埼玉資源環境組合	○	処理料金として徴収	○			210円/10kg	
蕨戸田衛生センター組合	○	処理料金として徴収				220円/10kg	
彩北広域清掃組合	○	処理料金として徴収	○			150円/10kg	
秩父広域市町村圏組合	○	収集・処理料金として徴収	○			収集・処理：定額2,000円×月額(可燃ごみ・不燃ごみ別)+指定ごみ袋(110円/枚)※1口15袋まで。直接搬入：100kgまで800円、100kgを超えたときは10kgごとに80円加算	
児玉郡市広域市町村圏組合	○	処理料金として徴収	○			200円/10kg	
埼玉西部環境保全組合	○	処理料金として徴収	○			10kgにつき230円	
大里広域市町村圏組合	○	処理料金として徴収	○			10kgにつき180円	
埼玉中部環境保全組合	○	処理料金として徴収	○				

3.5 一般廃棄物会計基準の導入状況

※今後の導入見込：○あり、△検討中、×なし
○、△を選択した場合、備考欄に時期を記入。

市町村 組合	導入の有無	一般廃棄物会計基準			今後の導入見込	備考
		原価計算書	行政コスト計算書	資産・負債一覧		
さいたま市	○	作成済	作成済	作成済		
川越市	○	作成済	未作成	未作成	×	
熊谷市	×				×	
川口市	○	作成済	作成済	作成済		
行田市	×				×	
秩父市	×				×	
所沢市	○	作成済	作成済	作成済		
飯能市	×				×	
加須市	×				×	
本庄市	×				×	
東松山市	×				×	実態調査に基づいた独自の方法により、ごみ処理単価を算定
春日部市	×				×	
狭山市	×				×	
羽生市	×				×	
鴻巣市	×				×	
深谷市	×				×	
上尾市	×				×	
草加市	×				×	
越谷市	×				△	未定
蕨市	×				×	
戸田市	×				×	
入間市	×				×	
朝霞市	×				×	
志木市	×				×	
和光市	×				△	令和2年度
新座市	×				×	
桶川市	×				△	令和3年度末
久喜市	×				×	

※今後の導入見込：○あり、△検討中、×なし
○、△を選択した場合、備考欄に時期を記入。

市町村 組合	導入の有無	一般廃棄物会計基準			今後の導入見込	備考
		原価計算書	行政コスト計算書	資産・負債一覧		
北本市	×				×	
八潮市	×				×	
富士見市	×				×	
三郷市	×				×	
蓮田市	○	未作成(作成中)	未作成(作成中)	未作成(作成中)		
坂戸市	×				×	
幸手市	×				×	
鶴ヶ島市	×				×	
日高市	×				×	
吉川市	×				×	
ふじみ野市	×				×	
白岡市	○	作成済	作成済	作成済	△	蓮田白岡衛生組合で実施
伊奈町	×				×	
三芳町	×				×	
毛呂山町	×				×	
越生町	×				×	
滑川町	×				×	
嵐山町	×				×	
小川町	×				×	
川島町	×				×	
吉見町	×				×	
鳩山町	×				×	
ときがわ町	×				×	
横瀬町	×				×	
皆野町	×				×	
長瀨町	×				×	
小鹿野町	×				×	
東秩父村	×				×	
美里町	×				×	

※今後の導入見込：○あり、△検討中、×なし
○、△を選択した場合、備考欄に時期を記入。

市町村 組合	導入の有無	一般廃棄物会計基準			今後の導入見込	備考
		原価計算書	行政コスト計算書	資産・負債一覧		
神川町	×				×	
上里町	×				×	
寄居町	×				×	
宮代町	×				×	
杉戸町	×				×	
松伏町	×				×	
蓮田白岡衛生組合	○	作成済	作成済	作成済	△	
久喜宮代衛生組合	×				×	
朝霞地区一部事務組合	×				×	
皆野・長瀬 上下水道組合	×				×	
上尾、桶川、伊奈衛生組 合	×				×	
志木地区衛生組合	×				×	
北本地区衛生組合	×				×	
入間西部衛生組合	×				×	
入間東部地区衛生組合	×				×	
小川地区衛生組合組合	×				×	
坂戸地区衛生組合	×				×	
東埼玉資源環境組合	×				△	未定
蕨戸田衛生センター組合	×				×	
彩北広域清掃組合	×				△	未定
秩父広域市町村圏組合	×				×	
児玉郡市広域市町村圏 組合	×				×	
埼玉西部環境保全組合	×				×	
大里広域市町村圏組合	×				×	
埼玉中部環境保全組合	×				×	